

ます。  
から依田原新田区画整理事業を進め  
ます。  
まちづくりを進めるために、今年度  
地を整形して土地利用の増進をはか  
り、美しく健康的で安全な住みよい  
道路・公園・排水施設など公共施設  
を整備するとともに、一つ一つの土



【市庁舎西側の区画整理区域】

## 庁舎周辺の区画整理を実施

本年度から6カ年計画で

依田原新田（市庁舎周辺）土地区画整理事業が都市計画決定されました。

事業計画は本年度から50年度までで、市庁舎を中心に東は県道吉原浮島線、西は県道富士御殿場線、南は国道1号線、北は弥生線の90.3kmを行ないます。

計画区域内の土地所有者には、説明会や静岡県公報で、すでにお知らせいたしましたが、計画区域内で建築物を建築しようとする場合、都市計画法によつて建築制限を受けます。

### 実施する区域は

土地区画整理事業を実施する区域は次のとおりです。

- ・大字依田原新田字向川原、水無、割田、鍛治堰、小潤井川南、往還北、往還西、弁天裏、郷藏前、村上、二軒屋前、上水無、下水無。
- ・大字永田字村上、郷藏前、新田北裏、

割田、下水無、上水無、向川原、鍛治堰、小潤井川南、上田。

- ・大字伝法字柳ノ内、向川原、前川原。
- ・大字青島字上水無、下水無、郷藏添、村上、往還通、青島北裏、水無。
- ・大字瓜島字上田、前川原。
- ・大字依田原字往還西。
- ・大字津田字青島村上。
- ・大字荒田島字青島村上。
- ・大字蓼原字能化前、高島、水無、下水無、上河原。
- ・大字五味島字向河原、上水無。
- ・大字本市場新田字大場口。

### 区域内の建築には

#### 許可が必要

これらの区域内で建築物を建築する場合は、県知事の許可が必要になります。

許可の基準は、土地区画整理事業に関する都市計画に適合し、次の①と②に該当するもので、容易に移転、除却することができるものと認められたものは許可されます。

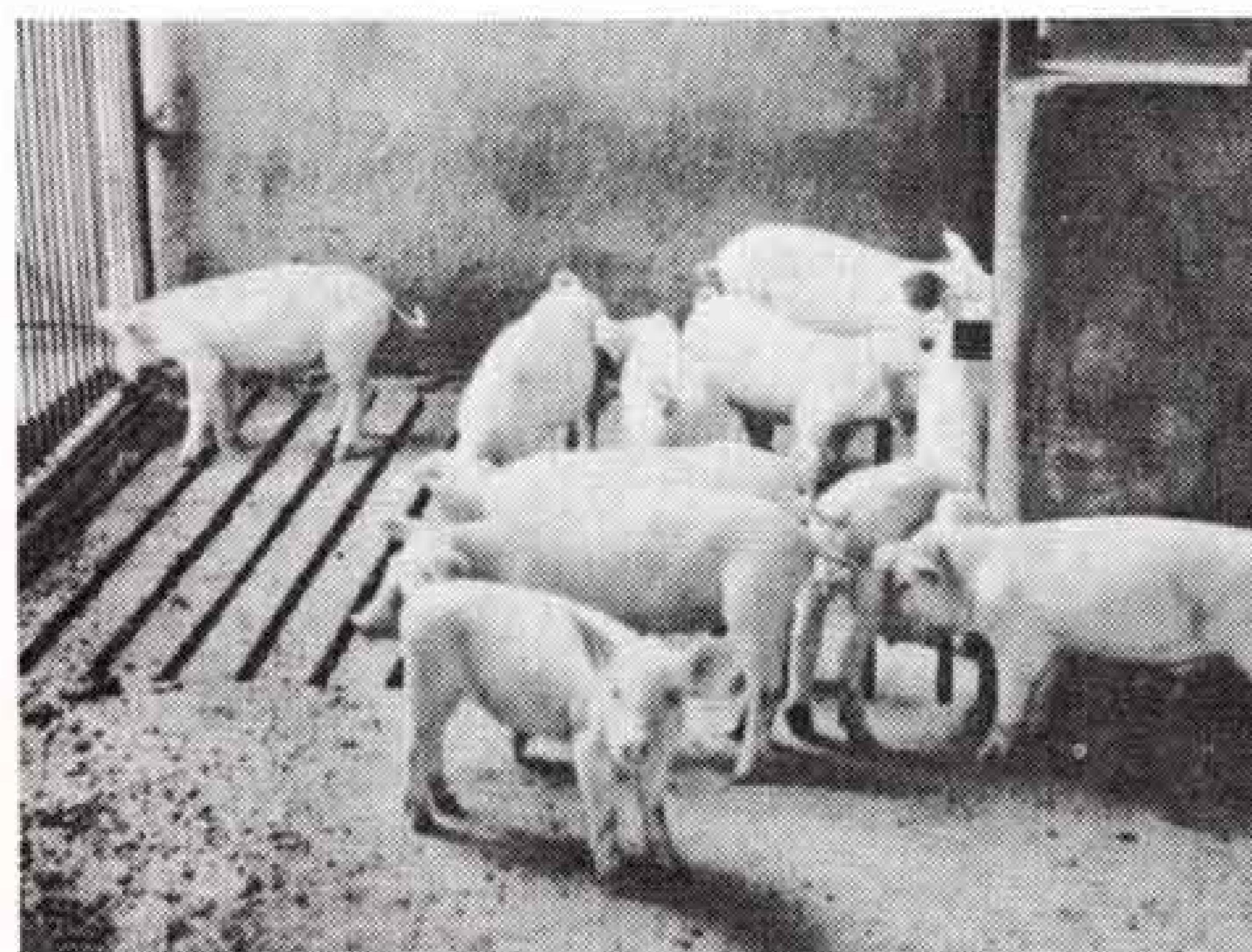
- ① 2階建以下で、地下がないこと。
- ② 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他これに類する構造であること。

### 図面や関係書類は 見れます

施行区域が決定したので、県庁計画課と市役所都市開発部区画整理課には、都市計画の図面や関係書類が長期保存しており、だれでも見ることが出来るようになっています。

建築許可を受けようとする人は、建設省令で定めた申請書に建物の位置を表示する図面（縮尺500分の1）と2面以上の建築物の断面図（縮尺200分の1）を添付して、区画整理課を経由し県知事に許可の申請をしなければなりません。

くわしくは区画整理課（51-0123・内線335～339）へお問合せ下さい。



### 牛、ブタ、ニワトリの飼育は正しく

牛やブタ、ニワトリなどを飼育する場合衛生・健康管理をしつかりないと、寄生虫やビールスが発生し発育機能に障害をおぼしたり、悪臭などの発生源にもなります。

動物は清潔を好みますから、飼い主がしつかりと管理をしていれば病気にもかかりにくく、悪臭の発生も防げます。

飼い主のみなさん、管理にはこれでよいということはありませんが、いま一度畜舎、鶏舎を見廻り近所に迷惑のかからないような飼育をしてください。